地震等災害発生時

防災マニュアル

藤井寺市立道明寺東小学校

平成２４年１２月　作成

１．はじめに

災害発生時における学校の最重要課題は、第一に児童の安全を確保することにある。日常的な安全点検、災害を想定した避難訓練や研修、初期対応（児童の安否確認や、家族への引き渡し等）を想定し備えることが必要となってくる。

第二にさまざまな大規模災害（地震、台風、洪水など）が発生した場合、地域住民の避難所に指定されている本校では避難所となった場合を想定して、災害時における教職員の組織作りや対応手順の確認を行い、円滑な避難所運営が図られるようにしておくことが必要となる。

上記のことは公務員として、教職員が一丸となって果たさなければならない責務と考え、大規模災害が発生した場合には、各々の安全に十分配慮しつつ、避難住民や児童の受け入れ、避難所運営にあたることが望まれる。

避難所運営に際しては、基本的に、本校の会議室に地域避難所としての総括本部を置き、藤井寺市災害対策本部や藤井寺市教育委員会と十分に連携をとり、運営にあたることとする。

また隣接の道明寺東幼稚園とも連携し、運営にあたっては、教職員のみで行うことが困難な状況も予想されるため、地域住民や関係諸団体とも協力体制をとり運営にあたるものとする。

２．児童の安全確保のため

①校内安全点検

・毎月末に校内の施設や設備等を学年毎に分担し、安全点検を実施する。
・係の職員は、結果を集約し、管理職に提出する。
・管理職は提出された点検表を点検し、必要に応じた対策を講じる。

②避難訓練

・１学期　５月「地震」　　２学期　１０月「台風」　　３学期　２月「火災」
以上を想定した避難訓練を実施する。
・これとは別に児童に予告しないでの訓練も計画する。

③職員の役割分担の確認と職員研修

・年度当初および、各学期、生活指導部安全教育係からの、避難訓練等に関する、指導内容の提案と全職員による検討、協議の実施。
・「防災マニュアル」を職員が一冊ずつ手元に置き、熟読して対応をイメージしておく。
・６月に救命救急[マウスツーマウス・心臓マッサージ・ＡＥＤ]訓練（教職員対象）柏羽藤消防署より講師招聘で実施する。また研修を受けた教師が校内研修で講師となる。
・地震防災教育→各学年でDVD「地震と津波から命を守る」使用して教職員の研修実施と児童の指導。

④児童朝会での呼びかけと普段からの学級指導

・地震については、緊急地震速報の放送が入ったり、揺れを感じた際には「上から物が落ちてこない」「横から物が倒れてこない」「物が移動してこない」といった場所や非構造部材について教職員が事前に認識しておき、緊急時に的確な指示をできるようにしておく。また、児童自身が、自らの身を守るため、学級活動や教科との関連も図り、発達段階に応じた指導を実施する。

⑤児童の安全確保

どのような状況でも（可能な限り）児童の人数を確認し、安全な場所へ避難誘導するとともに、負傷者の応急手当を優先すること。原則「自分の身は自分で守る」

教職員の参集体制と安否確認

参集体制	学区内の震度	安否確認	児童在宅時		登下校時
			電話可能	電話不可	
教職員参集	５強以上	実施	実施する	家庭訪問 避難所訪問	通学路の巡回
必要に応じて	４弱～５弱	状況判断	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて

安否確認の内容

・学年組と児童名の確認
・児童及び家族等の安否
・けが等の有無
・被災状況（児童の様子、困っていること等）
・現在の居場所（家、避難所等）
・今後の連絡先や連絡方法について

【在校中】

・すみやかに緊急放送を入れる

「大きくゆれています。児童のみなさんは頭を保護して机の下に入りなさい。
教室のとびらを開けなさい。指示があるまで、その姿勢をとりなさい。」
放送をくりかえし、児童に不安をあたえないようにする。

「ゆれが収まりました。先生の指示に従って運動場に避難しなさい。」
できれば持ち出すもの（防災マニュアル、児童引き渡しカード、防災無線、救急バック）

・在校児童の安全確保と氏名確認及び必要に応じて家庭連絡
・欠席児童宅への電話連絡及び家庭訪問

＜留意点＞

・地震発生時の学校待機、集団下校、保護者の迎えの基準を明確にする。
・余震の続いている限り運動場で待機し、できるだけそのままの状態を保つ。
・テレビ・ラジオ・インターネット・防災無線等を可能な限り利用し、情報の収集にあたる。必要に応じ職員２名が藤井寺市役所にかけつけ情報を得る。

＜休み時間・始業前・放課後等に発生した場合の留意点＞
・ 授業中に比べて、指示や人員の把握が難しいことを考えて対応する必要がある。
・児童は、校舎内外に分散しているので、教室などでは机の下にもぐるよう、校舎外ではガラスが飛び散ることが考えられるので校舎に近づかないよう注意しておく。

【在校中以外】
・各学級担任等が各家庭に電話連絡することは極力控える。
・ すぐに職員２名が藤井寺市役所にかけつけ情報を得る。
・できる限り、自転車・徒歩で校区巡視するとともに家庭訪問する。

【登下校時間帯】
・在校児童の安全確保と氏名確認及び家庭連絡
・通学路の巡視および学校もしくは家庭への引率と氏名確認及び家庭連絡

＜留意点＞
・「かばんや持ち物で、自分の頭を保護すること」
・「建物・塀・川岸・車からすぐ離れること」
・原則として、登下校中に地震が発生した場合、**自宅か学校か近い方に向かう**ようにする。
・事前に**家族と避難する場所や落ち合う場所を決めておくことが大切。**

＜社会見学・校外学習等に発生した場合の留意点＞
・通常の学習環境と異なるため、児童の精神面が平常ではないので、特に配慮が必要である。
・教職員から離れず、集団で行動する。
・落下物から身体を守るなど状況に応じた対策が必要。

⑥引き渡しの原則　下記はあくまでも目安であり状況によっては変更もあり得る

学校を含む地域の震度	**震度５強以上**	保護者が引き取りに来るまで学校で待機させる。この場合時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童を学校で保護しておく。
	震度５弱以下	原則として下校させる。状況によっては、学校で保護することもあり得る。

⑦引き渡しカードについて

・災害等の発生により、児童の引き渡しを行う場合は下記のカードを利用し、保護者等への引き渡しを実施する

緊 急 時 引 き 渡 し カ ー ド（学校保管用）

（児童について） 年　　組 （名前）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 生年月日　　年　　月　　日 血液型　　型	（きょうだい） 年　　組 （名前）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 年　　組 （名前）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	引き取り者名前	児童との関係	連絡先（電話・住所）	引き渡し 日　時
1	フリガナ		電話＿＿＿＿＿＿＿＿ 携帯＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所	／ ：
2	フリガナ		電話＿＿＿＿＿＿＿＿ 携帯＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所	／ ：
3	フリガナ		電話＿＿＿＿＿＿＿＿ 携帯＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所	／ ：

学校使用欄

このカードは、災害等緊急時に児童の引き渡しをさせていただく時に、使用するカードです。それ以外の目的で使用することはありません。なお、カードについては、毎年更新をしていただくことになりますので、あしからずご了承ください。

また、必要がなくなれば学校の方で責任をもって処分させていただきます。

・引き渡しの手順について

別紙　校内における引き渡しフロー図参照

・校外で引き渡す場合（例外的措置として）

原則は学校での引き渡しであるが、総括本部との連携のもと、二次災害の恐れ等を考慮し、学校での引き渡しより、現地での引き渡しの方がより安全であると判断した場合。

３．避難所開設に当たっての対応内容

①災害発生時の対応→早急に行うこと
・校区の状況確認
・児童の安否確認
・施設等の点検（危険場所等の閉鎖）
・ケガに対する応急処置
・毛布・食糧等の備蓄状況
②地域住民の避難に際して、設置する防災組織について

総括本部　校長・教頭

・総合対策本部の設置
・避難所支援班の設置（構成人数及び役割分担の決定）
・地域の自主防災組織や市災害対策本部・市教育委員会との協力体制の確立
・藤井寺市民病院、学校医等医療機関との連携
・地域、児童に関する情報収集及び状況判断と指示伝達
・全般的な災害状況の情報収集及び状況判断と指示伝達
・報道機関との対応

避難所開設班　６年

・解放できる教室、区域の明示
　（校長室、職員室、会議室、保健室等、運営上必要な場所は開放しない）
・立入禁止区域の明示
・簡易トイレの設置
・緊急車両の駐車スペースの確保

避難所誘導班　４年

・避難者の受け付け（可能であれば地区ごとに）
・避難者名簿の作成と貼りだし
・地区ごとの避難場所の指示
・高齢者や障がい者等への優先的配慮
・避難所使用のマナーと一般的注意の徹底
・家族等の避難者確認に対する対応

応急医療班　１年

・ケガに対する応急処置の実施
・専門的な医療機関受診が必要とされる場合の連絡

ライフライン担当班　坦外

・食料、飲料水、毛布等の受入及び配布

・電気、ガス、水道等の点検及び確保
・炊き出し場所の確保と協力（調理室や配給場所の設置）
・ゴミ等廃棄場所の設置

緊急物資等搬入班　５年
・緊急物資搬入場所の確保と搬入受入
・搬入緊急物資の仕訳と配布

児童安否確認班　２年
・在籍児童名簿を貼り、チェックする。
・必要に応じて保護者への連絡の実施

施設等点検班　３年
・建物等の被害状況の把握
・危険場所の点検と立ち入り禁止の確認

※　教職員の参集については、地震の場合は震度５強以上をめやすとする。それ以外については、災害対策本部との連携の上、要請があった場合をめやすとする。

【教職員配備体制】

配備区分	配　備　基　準	配　備　職　員
事前配備	災害発生の恐れあり	学校長指令
Ａ号配備	小 規 模災害の発生	学校長・教頭・学校安全担当
Ｂ号配備	相当規模の災害発生	Ａ号配備・男子職員 市内および隣接市町村在住職員
Ｃ号配備	大 規 模災害の発生	全教職員

※　勤務時間以外において地震等の突発的災害が発生し、通信網の途絶等により配備指令の伝達が困難な事態となった場合は、Ｃ号配備が出されたものとする。

※　参集した教職員数の状況により、上記各班に相当人数の配置を行う。

４．避難所としての開放教室

校長室・職員室・会議室・保健室以外の
普通教室および特別教室　　体育館　　運動場

地区ごとの避難者数（予想人数）に応じて避難場所を確保する。
号館（１号館～４号館）ごとに地区を割り当てる

５．藤井寺市災害対策マニュアル（職員参集マニュアル道明寺東小学校関係）について

【避難所運営配備体制】　　**市災害対策本部長の命令により参集**

第１出動・・・震度５弱以上〈藤井寺市役所より２名〉

第２出動・・・震度５強以上〈第５保育所より　３名〉

【建物管理配備体制】　　市初動配備本部長又は災害対策本部長からの命令（要請）があった場合、建物管理及び避難所班の応援にあたる。

震度５弱以上で、自動参集する。〈　学校長、教頭　〉

６．緊急時連絡先

【公共施設】

大阪府警	１１０
羽曳野警察	９５２－１２３４
消防・救急車	１１９
柏羽藤消防本部	９５８－０１１９
藤井寺市役所	９３９－１１１１
藤井寺市教育委員会	９３９－１４０２

【医療関係】

藤井寺市民病院	９３９－７０３１
橋塚・松井小児科	９３７－０１００
青山病院	９５３－１２１１
青山病院歯科（口腔外科）	９５３－１２５６
やぶ形成外科	９５９－０８２０
藤本病院（脳外科）	９５８－５５６６
城山病院（脳外科）	９５８－１０００
ときよしクリニック（脳外科）	９５２－８６０７
田辺脳神経外科	９３７－００１２
久保医院（内科）	９５５－１２２０
榎医院（内科）	９３８－０６３８
時枝歯科医院（歯科）	９５２－５３２０
田中歯科医院（歯科）	９５５－０８１８
中平歯科医院（歯科）	９５３－４５８２
ふじさわ耳鼻科（耳鼻科）	９５３－０１７８
藤本眼科	９５２－２１３１
おおかわ整形外科	９４５－２３４５
黒川クリニック（整形外科）	９３１－０８００

７．教育委員会との連携

・教育委員会への被害状況の報告

・教育委員会との協議調整
　・施設・設備の安全性の確保
　・ライフラインの確保
　・学習場所の確保（近隣施設の借用、仮設教室の建設等）
　・通学路の安全確保
　・被災児童の転出入等についての規定の弾力的運用に関すること
　・教科書、学用品等の確保
　・被災児童の心のケア
　・学校施設の開放や仮設トイレの設置など避難所運営に関すること

８．災害後の校舎点検項目等

二次災害の発生を防止し、また早期に学校教育活動を再開するため、施設・設備の被害状況を点検するとともに、できるだけ早く専門家の応急危険度判定をうけることが必要である。

危険個所については、立ち入り禁止の標識やロープを張る等の措置を講じる。

安全確保

・学校施設・設備の安全確認を行うと同時に整理を行う。
・箇所については、毎学期に行っている「安全点検箇所」をそれぞれ担当する。
・理科室などの特別教室の危険物の安全確認と応急処置を行う。
・危険箇所の確認と立ち入り禁止区域の設定を行う。

ライフライン

・水道・電気等が使用できるか点検し、必要な処置を行う。
・ガス会社の点検があるまでガスの元栓を閉めておく。
・給水タンクの残り水は、断水の際の貴重な飲料水になるので、給水栓を閉じる。

復旧対応

・校舎が使用可能かどうかの判断は専門家にまかせる。
・施設・設備や備品等の被害状況を記録写真として残しておく。
・教育委員会、災害対策本部と連絡をとり、災害の概要やその他の情報収集に努める。

９．学校再開に向けた対応

災害の発生　⇒　学校への参集（災害対策本部の設置）⇒　第一次被害状況の調査（家庭

訪問等による）⇒　教育委員会への被害状況の報告と協議調整　⇒第二次被害状況の調査（臨時登校や電話連絡、家庭訪問等による）⇒教育委員会への報告　⇒教育委員会との協議調整　⇒避難所支援班の解消　⇒学校再開　⇒応急教育の実施　⇒平常教育の実施

１０．災害後の子どものケア等

被災した子どもへの心のケアを充実させるために

対応方針の策定と校内体制の整備

・日頃より学校保健委員会等を活用し、教職員が臨機応変に対応できる弾力的な支援体制を確立しておく。さらに心のケアに関し、専門家を含めた危機対応チームを災害の状況に応じて編成できるようにしておく。
・常に教職員の共通理解とチームワークを確保するように努めておく。
・日頃より、心のケアの基本を身につける研修や事例研究を取り入れた校内研修を実施する。

家庭、地域社会との連携

・日頃より、子どもとの心のつながりを大切にし、子どもや保護者との信頼関係を築いておく。
・被災により心のケアを必要とする子どもの家庭とは、充分な情報交換を行う。その際、学校として組織的に対応する。
・被災後、子どもに専門家や関係機関への相談を勧める際には、保護者の理解を得て行う。
・災害後、学校が地域社会（ＰＴＡ、子ども会、青少年団体、ボランティア等）と連携して、子どもの心身の健康をサポートするよう努める。具体的には、遊び場の確保・子どもへの言葉かけ・子どもを見守るパトロール等である。

関係機関との連携

・日頃より専門家や関係機関と連携を図り、災害が発生した時、すぐに対応できる体制を整えておく。
・災害後、定期的にスクールカウンセラー等と打ち合わせを行い、効果的な教育相談活動に努める。
・心のケアが必要な子どもや支援の必要な家庭には、状況に応じて専門家や関係機関と連携を図るよう働きかける。
・専門家や関係機関と連携を図る際には、保護者の理解を得ながら慎重に行い、教育相談の担当者等が、家庭・専門家・関係機関・担任との連絡調整を図るコーディネーター的役割を行う。

災害発生時避難所運営マニュアルフロー図

応急医療班　１年
・軽微なケガに対する応急処置
・専門的な医療機関受診が必要な場合は連絡する

児童安否確認班　２年
・児童の安否確認をする
・在籍児童名簿を貼り、チェックをする
・必要に応じて保護者への連絡の実施

施設等点検班　３年
・建物等の被害状況の把握
・危険場所の点検
・危険場所がある場合に立入禁止にする

総括本部（校長・教頭・園長・副園長）
・情報収集及び状況判断と指示
・藤井寺市災害対策本部との連携及び教育委員会との連携
・報道及び外部機関への対応
・記録日誌の記入　　等

藤井寺市
災害対策本部
教育委員会

道明寺東小
ブロック
自主防災組織

避難所
支援体制

避難所開設班　６年
・避難所開設のための教室の確保と割り振り（地区ごとを原則）
・簡易トイレの設置
※遺体安置所の開設も必要となる場合もありえる

避難所誘導班４年
・避難に来校した方々の受け付け、名簿を作成し張り出す
・避難場所を指示する

ライフライン担当班
担外・幼稚園職員
・備蓄倉庫からの緊急時食料の配布
・炊き出し等の場所の確保
・ゴミ捨て場の確保

緊急物資等搬入班
５年
・緊急物資の搬入と仕訳

※避難所開設時の注意点
・校長室（情報収集室①）、職員室（情報収集室②）、小会議室（総括本部）、なかよし・学習教室（物資保管室）、保健室（医務室）、家庭科室（炊き出し）としての機能を果たすため、避難者に開放はしない。